

# 佐賀県身体障害者補助犬育成事業実施要綱

## (目的)

第1条 この事業は、身体障害者の就労や日常生活に必要な身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。以下「補助犬」という。）の育成、訓練及び貸与を行う事業者が、当該補助犬を給付することにより、身体障害者の自立及び社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）又は特定非営利活動法人であって、次のいずれかの事業を行う者（以下「訓練事業者」という。）をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業
- (2) 法第4条の2第3項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業

## (給付対象者)

第3条 この要綱において、訓練事業者が育成する補助犬の給付を受けることができる者は、県内に1年以上居住する満18歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める次の障害程度を有する者。
  - 盲導犬の給付にあたっては視覚障害1級に該当する者
  - 介助犬の給付にあたっては肢体不自由1級及び2級に該当する者
  - 聴導犬の給付にあたっては聴覚障害2級に該当する者
- (2) 補助犬を適切に利用し、飼育できると認められる者。
- (3) 借家等に居住する者にあつては、その家屋の所有者又は管理者から補助犬の飼育について承認を得ている者。
- (4) 自立及び社会活動への参加に効果があると認められる者。
- (5) 訓練事業者が適当と認める者。

## (給付条件)

第4条 補助犬の給付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助犬を虐待あるいは放置してはならないこと
- (2) 補助犬を売却し、又は担保に供し、若しくはこれを第三者に貸し付けてはならないこと。
- (3) 補助犬に必要な食事を与えるとき、善良なる管理者の注意をもって健康管理を行わなければならないこと。
- (4) 補助犬の排泄する糞便は、これを放置してはならないこと。
- (5) 補助犬の飼育及び管理にあたり、法令等に違反してはならないこと。
- (6) 訓練事業者が定める給付条件を遵守すること。

## (申請)

第5条 補助犬の給付を希望する者は、次に掲げる書類を居住地を管轄する市福祉事務所又は町障害福祉主管課（以下「福祉事務所等」という。）を経由して知事に提出しな

なければならない。ただし、第4号に掲げる書類については、第3条第3号に掲げる要件に該当する場合に限る。

- (1) 身体障害者補助犬給付申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 障害者団体の推薦書(様式第3号)
- (4) 補助犬飼育承認書(様式第4号)
- (5) 身体障害者手帳の写し

(給付候補者の選考)

第6条 知事は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助犬を給付する候補者(以下「給付候補者」という。)を選考するものとする。

- 2 前項の選考結果については、身体障害者補助犬給付候補者決定(不承認)通知書(様式第5号)により福祉事務所等を経由して申請者へ通知し、給付候補者として決定した場合は、身体障害者補助犬給付候補者選考結果通知書(様式第6号)により給付候補者が希望する訓練事業者に通知するものとする。

(訓練の実施等)

第7条 前条第2項の規定による選考結果の通知を受けた訓練事業者は、別に定める期日までに事業計画書(様式第7号)を知事に提出し、給付候補者は所定の訓練を受けるものとする。

- 2 前項に規定する訓練を経て厚生労働大臣が指定する認定法人が身体障害者補助犬法第16条第1項に定める認定を完了した後、訓練事業者は、当該補助犬の給付を決定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業に係る補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、盲導犬育成事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、旧要綱により実施した事業に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

## 身体障害者補助犬給付申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

佐賀県身体障害者補助犬育成事業実施要綱に基づき身体障害者補助犬の給付を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請後に調査を実施されることについては同意します。

希望する身体障害者補助犬の種類		1 盲導犬		2 介助犬		3 聴導犬	
希望する訓練事業者							
障害者 本人の 状 況	氏 名				男・女	生年月日	年 月 日 生
	住 所						
	身体障害者 手 帳	番 号	県・市 第 号		等 級	種 級	
		交付年月日	年 月 日				
		障 害 名					
職 業 勤務先				県内在住 年 数	年 月		
補助犬 を必要 とする 理 由							
住居の 状 況	1 持 家 (一戸建て・共同住宅)		2 借 家 (一戸建て・共同住宅)				
同 居 家 族 の 状 況	氏 名	年 齢	続 柄	氏 名	年 齢	続 柄	

様式第2号（第5条関係）

## 誓 約 書

補助犬を給付されたうえは、就労等社会活動への参加に励むとともに、佐賀県  
身体障害者補助犬育成事業実施要綱の規定を遵守します。

年 月 日

佐賀県知事 様

対象者 住 所

氏 名

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

障害者団体 住 所  
名 称  
代表者

## 推 薦 書

下記の者が、障害者補助犬の給付を受けることは、本人の自立及び社会活動への参加に効果があると認められますので、障害者補助犬給付候補者として推薦します。

対象者 住 所  
氏 名

盲導犬の給付については佐賀県視覚障害者団体連合会、介助犬の給付については佐賀県身体障害者団体連合会、聴導犬の給付については佐賀県聴覚障害者協会又は佐賀県難聴者・中途失聴者協会の推薦を得ること。

様式第4号(第5条関係)

## 補助犬飼育承認書

年 月 日

佐賀県知事 様

家屋所有者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家屋管理者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

下記の者が、補助犬を飼育することについて承諾します。

飼育者氏名 \_\_\_\_\_

家屋所在地 \_\_\_\_\_

家屋がマンション・借家等の場合に添付すること。

様式第5号（第6条関係）

障 第 号  
年 月 日

（申請人） 様

佐賀県知事

身体障害者補助犬給付候補者決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった身体障害者補助犬の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

（決定の場合）

身体障害者補助犬給付候補者として決定しました。

については、佐賀県身体障害者補助犬給付事業実施要綱第7条の規定により訓練を受けていただきますので、補助犬訓練事業者の指示に従ってください。

訓練事業者名	
所在地	
連絡先	

（不承認の場合）

身体障害者補助犬の給付は、不承認となりました。

（理由）

（訓練事業者の長）様

佐賀県知事

身体障害者補助犬給付候補者選考結果通知書

身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の給付について、下記の者から申請があり、補助犬給付候補者として決定しました。

ついては、貴訓練事業所での補助犬育成を希望されていますので、下記の者への給付に係る補助犬を育成していただきますようお願いいたします。育成事業を実施される場合は、別添の事業計画書（様式第7号）を障害福祉課まで御提出願います。

なお、訓練終了後、厚生労働大臣が指定する認定法人による身体障害者補助犬法第16条第1項に規定する認定を経て、補助犬給付候補者に対して補助犬を給付していただきますが、一連の補助犬育成に係る費用については、別途定める手続により助成を行います。

記

補助犬の種類		1 盲導犬		2 介助犬		3 聴導犬	
補助犬 給付候補者	氏名		男・女	生年月日		年 月 日生	
	住所						
	身体障害者 手帳	障害等級	種 級				
		障害名	視覚障害 ・ 肢体不自由 ・ 聴覚障害				
職業 勤務先							
備考							



様式第7号（第7条関係）

# 事業計画書

年 月 日

佐賀県知事 様

訓練事業者 住 所  
法人名  
代表者名

1 育成補助犬の種類

盲導犬	介助犬	聴導犬
-----	-----	-----

2 補助犬給付候補者

氏 名	
住 所	

3 育成予定犬

犬 名	
生年月日	年 月 日生まれ（満 歳）
犬 種	
所有形態	訓練事業者所有 使用予定者所有 その他（ ）

4 育成計画

訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助犬認定日	年 月 日（予定）
補助犬引渡し日	年 月 日（予定）
備 考	